

歴史的風致を充実し、重点区域を
周辺部にも拡大します。

京都市歴史的風致維持向上計画（2期）の認定について

歴史まちづくり法は、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、歴史的風致の維持向上を図ろうとする取組を支援するものです。

京都市では、平成21年11月に歴史まちづくり法に基づく「京都市歴史的風致維持向上計画（1期）」を策定し、歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきました。令和2年度末で1期の計画期間が終了することから、引き続き、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るため、「京都市歴史的風致維持向上計画（2期）」をとりまとめ、同法第5条に基づき、令和3年3月12日付けで計画認定申請を行いました。

この度、本計画に対し、3月29日に主務大臣（国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣）から認定を受けましたのでお知らせします。

記

1 歴史的風致とは

地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物やその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことで、建造物（ハード）と人々の活動（ソフト）を合わせた概念です。

2 計画の概要（別添「京都市歴史的風致維持向上計画（2期）＜概要版＞」参照）

- (1) 計画期間 令和3年度から令和12年度（10年間）
- (2) 歴史的風致 祈りと信仰のまち京都
暮らしに息づくハレとケのまち京都
ものづくり・商い・もてなしのまち京都
文化・芸術のまち京都
伝統と進取の気風の地
京の街道とその周辺
千年の都を育む水・土・緑
- (3) 重点区域 歴史的市街地地区 約13,575ha

3 計画の公表

認定計画は、3月30日（火）から景観政策課のホームページに掲載するとともに、同課にて閲覧できます。

(URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000282388.html>)

4 歴史的風致形成建造物指定提案制度の実施

重点区域拡大に伴い、より多くの歴史的風致形成建造物の指定を行っていくため、「歴史的風致形成建造物指定提案制度」として所有者の皆様からの指定提案を受け付けます。詳しくは景観政策課窓口まで御相談ください。

(参考1) 歴まちカード(2期)の配布

国土交通省と京都市を含む近畿地方において歴史的風致維持向上計画を策定している都市が連携し、各都市の歴史、伝統、活動等を写真で紹介する「歴まちカード(歴史まちづくりカード)」を配付しています。

京都市では、2期計画策定に伴い、歴まちカードを更新しましたので、以下のとおり配布します。

【令和3年4月19日まで】

1期計画の歴まちカードを京都市景観・まちづくりセンターでのみ配布しています。

【令和3年4月20日から】

2期計画の歴まちカードを、京都市景観・まちづくりセンターと京都市嵯峨鳥居本町並み保存館で配布します。

歴まちカードのご案内

記載内容

表面：京都市の代表的な歴史的風致の写真，歴まちのロゴマーク

裏面：認定都市のデータ(認定年月日，重点区域の名称及び面積，表面の写真の紹介，歴まちスポット，QRコード対応サイトホームページ等)



(1期計画：祇園祭)



(2期計画：愛宕街道)

配布場所(2箇所)

京都市景観・まちづくりセンター

「ひと・まち交流館 京都」地下1階
(下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町
83番地の1)



京都市嵯峨鳥居本町並み保存館

嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区内
(右京区嵯峨鳥居本仙翁町8番地)



(参考2) 全国に広がる歴史まちづくり計画

歴史まちづくり法に基づき、多賀城市、川越市、小田原市、美濃市、明和町、京都市、高梁市の歴史的風致維持向上計画（2期）（通称 歴史まちづくり計画）について、令和3年3月29日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）により認定されました。

今回の認定により、全国で歴史まちづくり計画に取り組む86都市のうち、第1期計画を完了させ第2期計画の取組を進める都市は25都市となります。

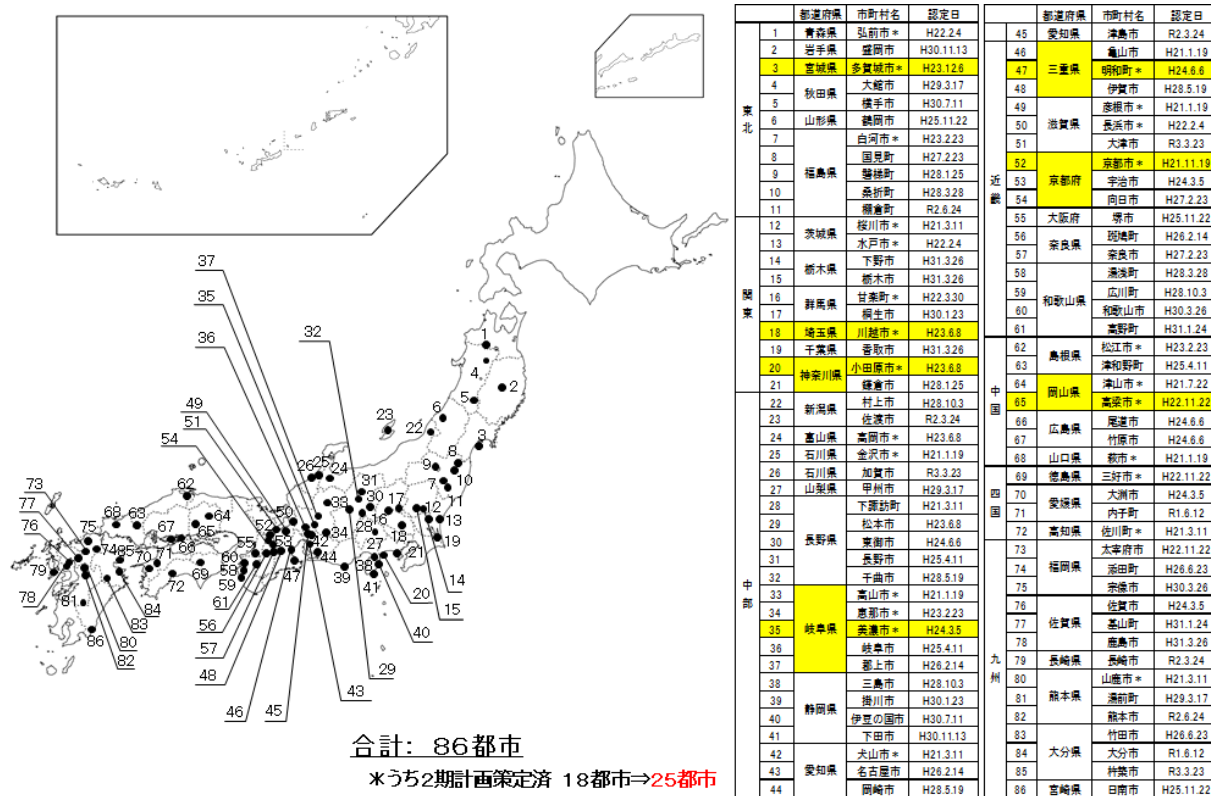


図 歴史まちづくり計画の認定状況

各都市の歴史まちづくり計画については、以下の国土交通省ホームページにて紹介していません。

(URL http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html)